

令和3年 第9回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年4月15日（木）

午前10時00分から

場 所：八千代市役所旧館4階第1委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第9回 八千代市選挙管理委員会

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	
4 出席書記	局長 高宮修	次長 笠川浩伸
	主査 澁谷悠太	
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 八千代市議会議員補欠選挙の執行見込みについて</p> <p>第2号 投票用紙の様式を定めることについて</p> <p>第3号 ポスター掲示場の設置場所の決定について</p> <p>第4号 ポスター掲示場の区画を定めることについて</p> <p>第5号 選挙運動用ポスター掲示の開始日について</p> <p>協議事項</p> <p>第1号 投票所入場券の交付開始日等について</p> <p>第2号 八千代市議会議員補欠選挙の立候補予定者への説明について</p>	
6 閉会時刻	午前10時30分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は3名であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第9回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。 それでは、議案第1号「八千代市議会議員補欠選挙の執行見込みについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「八千代市議会議員補欠選挙の執行見込みについて」令和3年4月6日に八千代市議会議長から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第126条の規定による議員の辞職願が提出され、同年5月4日付けで議員1名に欠員が生じる見込みがあることについて、八千代市選挙管理委員会宛に情報提供があった。 このことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条の規定により、同年5月23日執行予定の八千代市長選挙に便乗して八千代市議会議員補欠選挙を行う公算が大きいことから、想定される選挙の執行に向け準備を行う。 令和3年4月15日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 令和3年4月6日に、地方自治法第126条の規定による議員の辞職願が市議会議長宛に提出され、5月4日付けで議員1名に欠員が生じる見込みであることを、八千代市議会議長から情報提供を受けました。 公職選挙法第113条第1項の規定では、議員の欠員の数が議員定数の6分の1を超える場合には補欠選挙を行うとしており、今回はこの要件に該当していませんので、この規定においては市議会議員の補欠選挙は実施されません。 しかしながら、同条第3項に例外規定があり、同一の地方公共団体の他の選挙が行われる場合には、今回であれば市長選挙となりますが、選挙の告示日の11日前までに、市議会議長から、同法第111条第1項第3号の規定による、「市議会議員に欠員が生じた旨の通知」を受けとったときには、市長選挙と同時に補欠選挙を行うこととされております。 市長選挙の告示日は5月16日ですので、その11日前、つまり5月5日までに当該通知を受けた場合には、補欠選挙を執行することとなります。 先に申し上げた通り、すでに八千代市議会議長から、5月4日付けで議員1名に欠員が生じる見込みがあることの情報提供を受けておりますので、5月5日までに、八千代市議会議長から当該通知を受けられる可能性が高く、このことにより補欠選挙を執行する可能性が</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>高まっております。</p> <p>この流れで補欠選挙が執行される場合、実際に欠員が生じた旨の通知を受けるのを待ってから補欠選挙の準備を進めたのでは、適正な選挙事務の管理・執行が困難であることから、欠員が生じる前提で事前準備を進めることについて、ご審議をいただき、必要な選挙事務に着手いたしたいと考えております。</p> <p>なお、補欠選挙に係る議案につきましては、現時点では、このような状況でありますので、見込みとして諮らせていただきますが、正式に欠員が生じた旨の通知を受けた後に開催する委員会において、補欠選挙の期日に係る議案が可決された際には、ご審議いただいた議案については、執行予定と読み替えさせていただきますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第1号について質疑を行います。初めてのことで、分からない点など何か質疑ございませんか。
江野澤委員	議長から通知がなければ、補選は執行しないのか。
事務局	自動失職となるため、執行いたしません。
廣川委員	以前は、補選はあったのか。
事務局	繰り上げ当選はあったが、事務局で知る限り、補選はありません。前回の市長選でも市議が立候補しましたが、自動失職であったため、補選にはなりませんでした。
廣川委員	そうすると見込みで準備するしかないですね。
周郷委員長	他に質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第1号「八千代市議会議員補欠選挙の執行見込みについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第2号「投票用紙の様式を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第2号「投票用紙の様式を定めることについて」令和3年5月23日執行見込みの八千代市議会議員補欠選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。</p> <p>令和3年4月15日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第45条第2項の規定により、投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとされております。</p> <p>つきましては、八千代市公職選挙法令執行規程第3条に規定する様式に準じて定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第2号「投票用紙の様式を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」令和3年5月23日執行見込みの八千代市議会議員補欠選挙における八千代市選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和60年八千代市条例第24号）第2条に規定するポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年4月15日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第8項の規定により、条例で定めるところにより設置するポスター掲示場の設置数につきましては、同法施行令第111条の規定により、投票区ごとの面積及び選挙人名簿登録者数に応じて算出しなければならないとされております。選挙人名簿登録者数は、選挙期日の告示日の前々回となる12月の定時登録時における選挙人名簿登録者数により算出することとなりま</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>す。</p> <p>つきましては、総数277か所、その設置場所を別紙のとおり定めたいとするものです。</p> <p>なお、掲示場を設置したときは、設置場所を告示するものとされております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第3号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第4号「ポスター掲示場の区画を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「ポスター掲示場の区画を定めることについて」令和3年5月23日執行見込みの八千代市議会議員補欠選挙における八千代市選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和60年八千代市条例第24号）第2条に規定するポスター掲示場の区画を次のとおり定める。</p> <p>令和3年4月15日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>現在のところ、議員辞職が不確定な状況であり、立候補の表明者を把握できておりませんが、ポスター掲示場の区画数を、2段6区画とするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
廣川委員	<p>市長選のポスター掲示板と補選のポスター掲示板の設置の仕方はどのようになりますか。</p>
事務局	<p>基本的には、選挙ごとに独立した掲示場となりますが、設置形態については、今後業者と話しを詰めていきます。</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	他に質疑はございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第4号「ポスター掲示場の区画を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第5号「選挙運動用ポスター掲示の開始日について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第5号「選挙運動用ポスター掲示の開始日について」令和3年5月23日執行見込みの八千代市議会議員補欠選挙において、八千代市選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和60年八千代市条例第24号）第2条の規定により設置されるポスター掲示場に公職の候補者がポスター掲示を始めることのできる日は、令和3年5月16日である。</p> <p>令和3年4月15日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>選挙運動は、告示日に立候補の届出が受理された後でなければ行えないこととなっております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、ポスター掲示を始めることができる日を令和3年5月16日とするものであります。</p> <p>なお、本件は、あらかじめ告示しなければならないとされております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第5号「選挙運動用ポスター掲示の開始日について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。

発言者	発 言 要 旨
	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、本日追加された協議事項が2件ございます。協議内容につきましては、お手元の配布資料のとおりでございます。</p> <p>追加議題につきましては、八千代市選挙管理委員会規程第7条第2項ただし書きの規定により、緊急を要することから本日の会議に付議されておりますので、本日の委員会日程に追加し、協議することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員会日程に追加し、協議いたします。</p> <p>それでは、協議事項第1号「投票所入場券の交付開始日等について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>令和3年5月23日執行見込みの八千代市議会議員補欠選挙における投票所入場券の交付開始日等について、ご協議いたしました。付議させていただきました。</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、特別の事情がない限り、選挙期日の公示又は告示の日以降できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとされております。</p> <p>当該選挙は、令和3年5月23日執行予定の市長選挙と同日の執行を見込んでいることから、選挙期日の告示日の翌日から期日前投票が開始することを踏まえ、有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のため、市長選挙と同様に、選挙期日の告示日の3日前から入場券を交付いたしたいとするものです。</p> <p>また、投票所入場券につきましては、複数選挙のときと同様、一枚に「八千代市長選挙」と「八千代市議会議員補欠選挙」を併記し、1通の封書で交付いたしたいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、協議事項第1号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、協議事項第1号「投票所入場券の交付開始日等について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、協議事項第2号「八千代市議会議員補欠選挙の立候補予定者への説明について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>令和3年5月23日執行見込みの八千代市議会議員補欠選挙の立候補予定者への説明について、ご協議いたしたく、付議させていただきました。 以下、内容についてご説明いたします。 市議補欠選挙の立候補予定者への説明につきましては、本来であれば、市長選挙などと同様に、説明会を開催するところですが、先ほどの議案でもご説明申し上げましたとおり、現段階では、議員に欠員が生じた訳ではなく、補欠選挙の執行が未確定であること、またこのような段階で説明会を開催した場合、立候補予定者に混乱を招くおそれがあることから、補欠選挙の期日が決定する前における説明会の開催は、難しいと考えております。 したがいまして、今回の補欠選挙においては、説明会を開催せず、5月6日（木）から5月15日（土）までの間、個別に、選挙管理委員会事務局にて「立候補の手引き」及び「立候補に必要な届出書類等」を配布する際に説明を行いたいとするものでございます。 なお、事前審査につきましても、これと並行して行っていくことを予定しております。 また、これらの周知につきましては、「市のホームページ」や「やちよ情報メール」で5月5日から、Twitterでは5月6日から行うとともに、5月10日の新聞折り込みで、白バラによる周知も行う予定でございます。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、協議事項第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
廣川委員	<p>補選が未確定なので、これが一番いいと思います。混乱がないように行ってもらえればと思います。</p>
周郷委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、協議事項第2号「八千代市議会議員補欠選挙の立候補予定者への説明について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。
周郷委員長	事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。
局 長	※次の委員会の開催日程（4月21日）について説明を行った。
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第9回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。